

公益財団法人 「交通遺児育英会」 奨学生の募集



(二中のHP)

事業の目的: 保護者等が道路における交通事故で死亡、または重い後遺障害で働けないため、経済的理由で修学が困難な高等学校以上の生徒・学生に奨学金を貸与して、教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的としています。

- 応募資格:
- ①令和4年度に高等学校または高等専門学校に進学を希望している生徒
 - ②学力の基準はありません
 - ③保護者の収入基準(家族数で異なりますが3人世帯の目安は)
 - ・給与所得者 780万円(源泉徴収票の支払金額)以下
 - ・給与所得者以外 360万円(所得証明書の所得金額)以下
 - ・遺族年金や傷害年金は考慮しません
 - ④著しい後遺障害の程度
 - ・自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級
 - ・身体障害者福祉法(身体障害者手帳)の第1級から第4級
 - ⑤一人の奨学生への貸与期間・貸与総額の上限は9年間または812万円
 - ⑥高校奨学生としての総貸与期間は全日制で3年間(高等専門学校は5年間) 転学や再入学などの場合は、従来の高校での貸与期間の分が短縮されます
 - ⑦補償金等の受取額は選考基準に関係ありません
 - ⑧他の奨学金との併用可

出願期間: 第1次募集 令和3年5月1日～令和3年8月31日
(中学校締め切り7月16日まで)
第2次募集 令和3年9月1日～令和4年1月31日(期限必着厳守)
(中学校締め切り1月11日まで)

奨学金及び入学一時金の額:

奨学金の額(卒業まで変更できません)

月額2万円 3万円 4万円からの希望選択

入学一時金(1年生時限り、入学一時金だけの貸与はできません)

1回のみ 20万円 40万円 60万円からの希望選択

貸与期間: 正規の最短修業年限の終期まで

返還方法: ①奨学金及び入学一時金は貸与期間が終了してから6ヶ月据え置き、その後、20年以内に月賦、半年賦、年賦などの方法で返還します。

②利息は無利子

提出書類:①奨学生願書

②保護者の所得に関する証明書

③戸籍謄本 ④交通事故証明書

⑤奨学金受取口座の

「通帳」の「名義と口座番号」の部分の写し

⑥後遺障害の程度を証する書類

問い合わせ先:公益財団法人 交通遺児育英会 奨学課

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-1

フリーダイヤル 0120-521286

受付時間:9:00~17:30(土・日・祝祭日・本会の休業日を除く)



あしなが高校奨学金 高校奨学生予約募集

応募資格:次の条件にあてはまる生徒

保護者(父または母など)が病気や災害(道路上の交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡、または保護者が著しい障害※を負っていて経済的な援助を必要としている子ども。

※次の障害認定を受けている場合をいいます。

身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法に定める第1級から第5級

募集人数:1,200人程度

出願期限:1次募集…2021年 7月31日まで(中学校締め切り7月16日まで)

2次募集…2021年 12月15日まで(中学校締め切り12月8日まで)

3次募集…2022年 2月28日まで(中学校締め切り 2月14日まで)

内 容:奨学金は「無利子貸与+給付」型です。貸与のみ、給付のみの選択はできません。

貸与部分は卒業の半年後から20年以内に返還します。

貸与金額:国公立校生:月額 45,000円(うち貸与 25,000円、給付 20,000円)

私立校生 :月額 50,000円(うち貸与 30,000円、給付 20,000円)

提出書類:・高校奨学生申請書

・戸籍謄本(家族全員記載のもの)

・所得証明書もしくは生活保護受給証明書(生活保護を受けている場合)

・保護者の障害に関する証明書(保護者が障害を負っている場合のみ)

所在地:〒102-8639 東京都千代田区平河町 2-7-5 砂防会館4階

問い合わせ先:あしなが育英会 奨学課

TEL フリーダイヤル 0120-77-8565 FAX 03-3221-7676

※成績は問いません。サポート校のみの在籍は対象になりません。

他の奨学金と同時に利用でき、連帯保証人は保護者でかまいません。



**応募資格に該当し、申し込みを希望する方は担任までご連絡下さい。
大阪府育英会奨学金の予約申し込みは9月中旬からです。**